

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

設定する区域は、令和５年４月１日現在における北海道余市郡仁木町の行政区域とする。
面積は概ね１万７千ヘクタール（仁木町面積）である。

また、本促進地域において、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立・国定公園区域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、自然公園法に規定する都道府県立自然公園及びその他の環境保全上、重要な地域（環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地）は存在しない。



(2) 地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）
 (地理的条件)

仁木町は、北海道の西部、後志管内北部に位置し、北は余市町に隣接、東は南走する頂白山系をもって赤井川村と、また西南は八内岳から稲穂嶺を隔てて古平町、共和町及び倶知安町に接している。

およそ数万年前の地質といわれる西方の主峰八内岳、及びその一連の山々とその後の生成と推定されている東・南方一帯の赤井川カルデラ内輪山の間を北流する余市川が形づくった平坦地からなっている。

周辺の山々は標高が低いものの、いずれも比較的険しい上に面積も広いため、農工適地は総面積の12%の2,099haにとどまっている。しかし、余市川沿いの沖積地帯は地味肥沃であり、東西の山々が自然の防風林となり、強風も少ない。豪雪地帯に指定されているが根雪期間は短く、無霜期間も長いと、道内有数の果樹・そ菜・水稻などの生産地として知られ、農業経営を行う上で地形的・気象的条件に恵まれている。

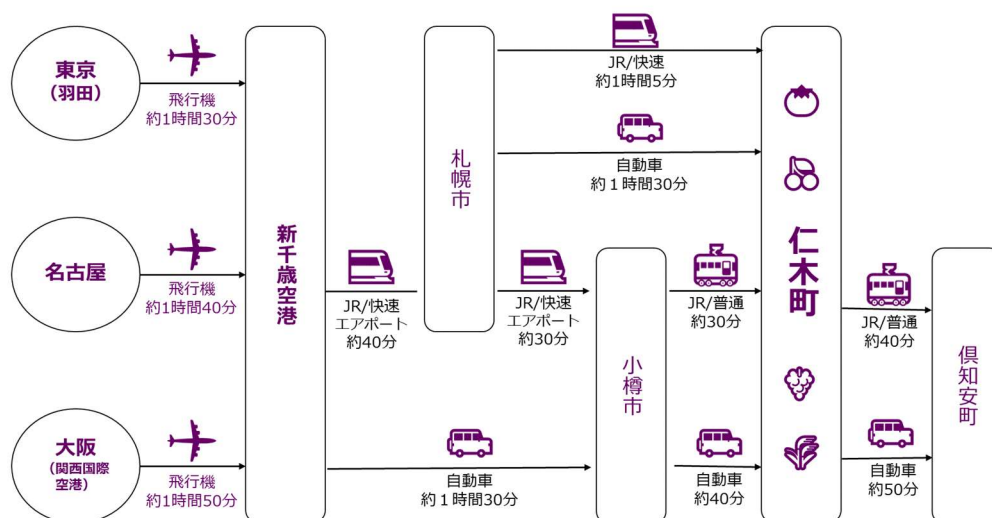
(インフラの整備状況)

道路については、函館市から札幌市へ至る一般国道5号が仁木町内を南北に縦断している。

また、現在、北海道横断自動車道「黒松内・小樽間」の工事が行われており、本町内で2か所のインターチェンジ（仁木IC、(仮)仁木南IC）が設置される予定であり、令和6年度には「仁木IC」の開通を予定している。これにより、インバウンド観光の拠点となっている小樽やニセコ・倶知安エリアへのアクセスが一層向上することが見込まれ、都市部との往来の迅速性が図られる。

鉄道は、2030年度予定の北海道新幹線開業に併せ、並行在来線が廃止され、バス転換の方向性により協議を継続しているところであるが、町内には現在、北海道旅客鉄道函館本線の仁木駅、然別駅、銀山駅が設置され、北海道内の各地と結ばれており、札幌市とは1日15往復、最短約1時間5分で移動可能である。

【仁木町へのアクセス】



(産業構造)

令和2年の国勢調査によると、仁木町における産業別15歳以上就業者数は、総数1,675人に対し、第1次産業が801人(47.8%)、第2次産業が132人(7.9%)、第3次産業が722人(43.1%)と、農業を基幹産業としており、規模の大小を問わず、多種多様な作物が生産されている。

産業(大分類)・男女別15歳以上就業者数

国勢調査(令和2年10月1日)

	総数	男	女
総 数	1,675	879	796
第1次産業	801	408	393
A 農業・林業	800	407	393
B 漁業	1	1	－
第2次産業	132	97	35
C 鉱業・採石業・砂利採取業	3	3	－
D 建設業	67	58	9
E 製造業	62	36	26
第3次産業	722	366	356
F 電気・ガス・熱供給・水道業	3	3	－
G 情報通信業	3	2	1
H 運輸・郵便業	42	32	10
I 卸売・小売業	125	60	65
J 金融・保険業	10	4	6
K 不動産業・物品賃貸業	4	3	1
L 学術研究・専門・技術サービス業	10	6	4
M 宿泊業・飲食サービス業	37	13	24
N 生活関連サービス業・娯楽業	29	12	17
O 教育・学習支援事業	47	24	23
P 医療・福祉	228	70	158
Q 複合サービス業	32	21	11
R サービス業(他に分類されないもの)	55	40	15
S 公務	97	76	21
T分類不能の産業	20	8	12

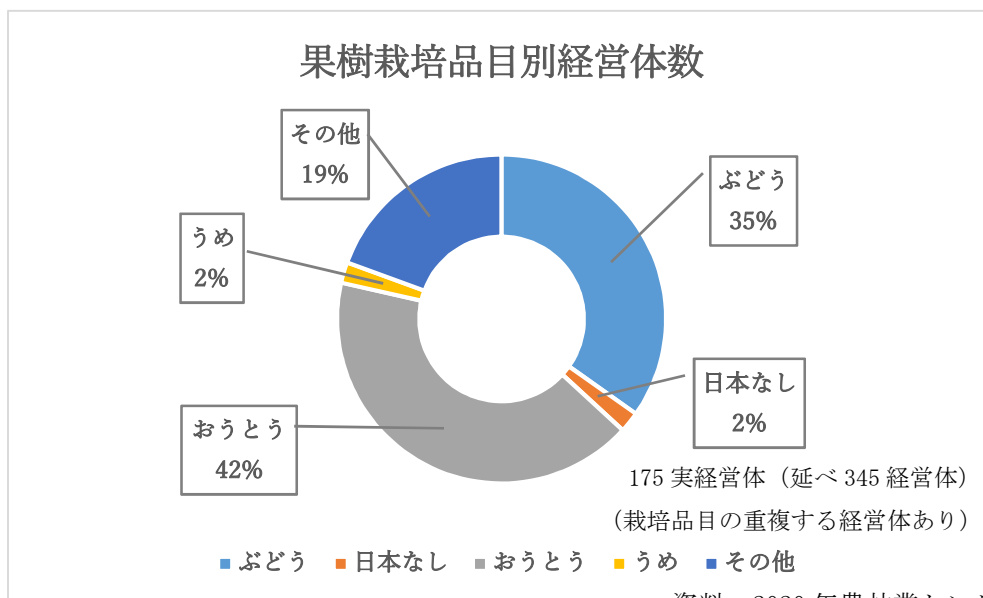
令和2年の農業産出額は約44億4,000万円(2020年農林業センサス市町村別農業産出額)となっており、主要作物は、ミニトマト、さくらんぼを始めとした野菜や果実である。

全農業経営体数304経営体に対し、果樹栽培をしているのは175経営体(57.6%)、そのうち、栽培品目で最も多いのが桜桃(さくらんぼ)の144経営体、次いでぶどうが120経営体となっている。(栽培品目の重複あり)

ミニトマトは生食用、トマトジュースなど加工品もブランド化が進み、さくらんぼは名産地として、北海道内外で質、量ともに高い評価を得ており、交配用品種の商品化など、地域の稼ぐ力の多角化を進めている。

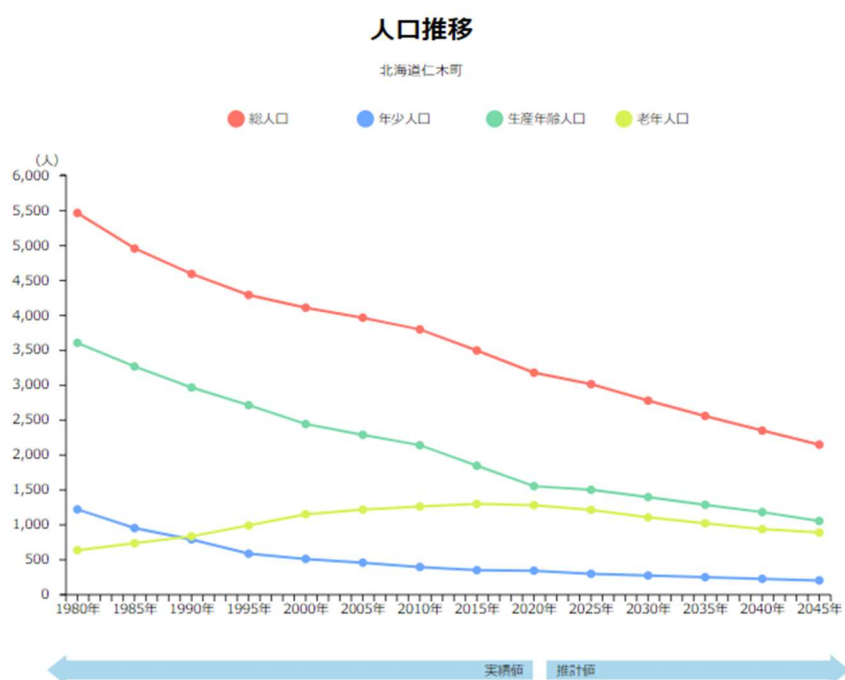
また、2020年(令和2年)10月、長年積み重ねてきたブドウ栽培技術の粋を結集した仁木町産シャインマスカットを「La・La・Shine(ラ・ラ・シャイン)」としてブランド化し、果樹栽培における高付加価値化に注力している。

さらに、昼夜の寒暖差が大きいという果樹栽培に適した条件に着目し、ワイナリー事業者の新規参入により、本町の農作物の6次産業化が推進されているところである。



(人口分布の状況)

仁木町の総人口は、昭和 35 年の 8,326 人をピークに高度経済成長期以降減少を続け、令和 5 年 3 月末日現在で 3,089 人であり、2040 年には、2,350 人となり、老年人口と生産年齢人口が同程度になると推計されている。このため、第 2 期仁木町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略において、人口減少における課題解決を図ることとしている。



(出典：地域経済分析システム RESAS 人口マップ 2020 年)

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

仁木町における 2018 年地域経済循環図（地域経済分析システム RESAS）を見ると、基幹産業である第 1 次産業により生産される一人当たり付加価値額及び順位は、532 万円で 122 位、第 2 次産業においては 1,861 万円で 127 位であり、また、支出流出率における民間消費額においても、29.3%で 166 位と全国的に見ても高く、これは資源豊かな本町の特性であり、最大の強みである。一方で、第 3 次産業の付加価値額は 663 万円で 1,607 位と高いとはいえず、雇用者所得の低さや民間投資額の他地域への流出は、本町経済の活性化において大きな課題といえる。

そこで、民間事業者の設備投資を支援することで、本町の豊かな資源（第 1 次産業）を活用した第 2 次産業の生産額の更なる向上を目指すことにより、第 3 次産業への波及効果や雇用者所得の向上に寄与する。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	—	12,800 万円	—

(算定根拠)

- ・北海道の 1 事業当たりの平均付加価値額が 4,611 万円（令和 3 年経済センサス-活動調査）であることから、それと同等の 1 件当たり 4,611 万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 2 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で 1.39 倍の波及効果を与え、促進区域で 12,800 万円の付加価値を創出することを目指す。
- ・12,800 万円は、促進区域の全産業付加価値（374,600 万円）の約 3%、製造業の付加価値（48,500 万円）の約 26%であり、地域経済に対するインパクトが大きい。
- ・K P I として、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数、地域経済牽引事業の新規雇用者数を設定する。

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	—	4,611 万円	—
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	2 件	—
地域経済牽引事業の新規雇用者数	—	2 名	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が 4,611 万円（北海道の 1 事業所当たり平均付加価値額（令和 3 年経済センサスー活動調査））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

①促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 1 人以上増加すること

②促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 11%増加すること

なお、（２）（３）については、地域経済牽引事業計画の計画期間が 5 年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

重点促進区域は、以下の区域とする。

北海道余市郡仁木町東町 9 丁目

36 番 1、37 番 1、44 番 1、46 番 1、47 番 1、48 番 1、50 番 1、51 番 1、52 番 1

北海道余市郡仁木町東町 10 丁目

37 番 1、38 番 1、39 番 1、40 番 1、42 番 1、43 番 1、47 番 1、65 番

北海道余市郡仁木町東町 11 丁目

1 番 2、3 番、4 番 1、7 番 1、8 番 1、12 番、38 番 1

北海道余市郡仁木町東町 12 丁目

1 番 1、6 番 1、8 番 1、24 番 1、26 番、34 番 1、35 番 1

北海道余市郡仁木町北町 9 丁目

39 番 1、42 番 1、43 番 1、44 番 1

北海道余市郡仁木町北町 11 丁目

3 番 1、4 番 1、5 番 1

（概況及び公共施設等の整備状況）

重点促進区域とし設定する面積は概ね 29 ヘクタールで、そのうち農用地区域は約 21.1 ヘクタールである。

本区域は、一般国道 5 号に隣接し、町内一の車道幅員 6 メートルを有する町道 1 番線に面しており、農機具整備工場、観光農園が点在するほかは、農地が広がる地域であるが、2024 年度（令和 6 年度）に北海道横断自動車道「仁木 I C」が開通、当該町道に接続される予定であることから、交通アクセス、利便性の拡大による物流・流通の結節点としての機能の創出を見据え、本区域内に製造業、流通関連企業など集積を図ることで、区域内の付加価値を創出し、地域経済を牽引する事業の促進を図るものである。

（関連計画における記載等）

①都市計画における記載：なし

②都市計画マスタープラン：なし

③仁木町農業振興地域整備計画における記載：

農業従事者等の安定的な就業の促進の目標を実現するため、通年で農業経営ができる施設づくりの促進と生産作物体系の検討を進めるとともに、冬期間における労働需要を幅広く創出すべく、関係機関と連携を図り、農産物の生産のみにとどまらず、加工・流通・販売（飲食含む。）にも主体的、総合的に関りながら、地域ぐるみで 6 次産業化に向けた推進体制を整備していく中で、適切な土地利用調整を図っていく。

④第 6 期仁木町総合計画における記載：

北海道横断自動車道の 2 か所のインターチェンジを活用した地域の賑わい創出・観光体系の構築図り、町道 1 番線沿線の整備検討を施策として位置付けている。

⑤仁木町まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載：

「元気な産業・雇用促進プロジェクト」として、生産性の高い農業を確立し、担い手確保・育成に努めるとともに、農産物の PR、付加価値向上を図り、また、観光及び商工業の振興により雇用機会を創設するため、企業誘致の促進、北海道横断自動車道「仁木 I C」を活用した拠点施設整備及び「余市・仁木ワインツーリズムプロジェクト」を施策として位置付けている。

（2）区域設定の理由

仁木町の土地の状況は、町内全地域において、それぞれの地域特性に応じた農産物の栽培が行われており、農業振興区域白地地域は、山間部周辺に集積している。国道沿線の市街地周辺には、農業振興区域白地地域や宅地が存在するが、一般の民家や観光農園を営む農業者等の居宅が立ち並んでおり、活用ができない状況である。

また、都市計画区域ではないため、活用できる土地がない状況となっていることから、物流・交通の利便性を活用し、既存及び新規企業の参入を図るためには、やむを得ず農地を利用する必要があることから、農用地区域を含めて重点促進区域を設定する。

(地区内の遊休地等の状況等)

重点促進区域の区域内においては、現時点で遊休地は存在せず、今後、遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

北海道余市郡仁木町東町9丁目

36番1、37番1、44番1、46番1、47番1、48番1、50番1、51番1、52番1

北海道余市郡仁木町東町10丁目

37番1、38番1、39番1、40番1、42番1、43番1、47番1、65番

北海道余市郡仁木町東町11丁目

1番2、3番、4番1、7番1、8番1、12番、38番1

北海道余市郡仁木町東町12丁目

1番1、6番1、8番1、24番1、26番、34番1、35番1

北海道余市郡仁木町北町9丁目

39番1、42番1、43番1、44番1

北海道余市郡仁木町北町11丁目

3番1、4番1、5番1

設定する区域は令和5年7月1日現在における地番により表示したものである。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①仁木町のさくらんぼ、ぶどう等の農産物を活用した農林水産分野
- ②仁木町のさくらんぼ、ぶどう等の農産物を活用した食料品製造関連分野
- ③仁木町の観光農園、ワイナリー等の観光資源を活用した観光関連分野

(2) 選定の理由

①仁木町のさくらんぼ、ぶどう等の農産物を活用した農林水産分野

仁木町は、第一次産業の農業が基幹産業であり、果樹栽培における 2020 年の果樹における農業産出額総額は、約 14 億円であり、生産額総額の約 31%を占めている。(2020 年農林業センサス農業算出額等から)

本町は、余市川沿いの肥沃な地層を有し、東西の山々が自然の防風林となっているため、強風も少ない。豪雪地帯に指定されているが根雪期間は短く、無霜期間も長い。道内有数の果樹・そ菜・水稻などの産地となっており、農業経営を行う上での地形的・気象的条件に恵まれている。特に果樹栽培の重要な条件となる昼夜の寒暖差も大きい。全国に先駆けて 120 年前から果樹栽培が始まっている。

果樹栽培の中でも道内作付面積の 29%を占めるさくらんぼは、全国的に高い知名度を誇り、平成 18 年から平成 23 年まで開催された北海道さくらんぼ品評会においては、最優秀賞である北海道知事賞の受賞者は、全 6 回のうち、5 回を仁木町内の生産者が受賞している。

<仁木町の主要作目別作付面積、道内占有率及び北海道内ランキング>

区分	品目名	北海道	仁木町	道内占有率	道内ランク
果樹	おうとう（さくらんぼ）	345.7ha	100.4ha	29.0%	第 1 位
	生食用ぶどう	423.6ha	119.6ha	28.2%	第 1 位
	ブルーベリー	47.2ha	8.9ha	18.9%	第 2 位
	プルーン	83.6ha	19.7ha	23.6%	第 1 位
	西洋ナシ	56.3ha	2.6ha	4.6%	第 3 位
野菜	ミニトマト	204.0ha	43.0ha	21.1%	第 1 位

(令和 2 年特産果樹生産動態等調査、令和 3 年度主要野菜作付実態調査から抜粋。
仁木町産業課調べ)

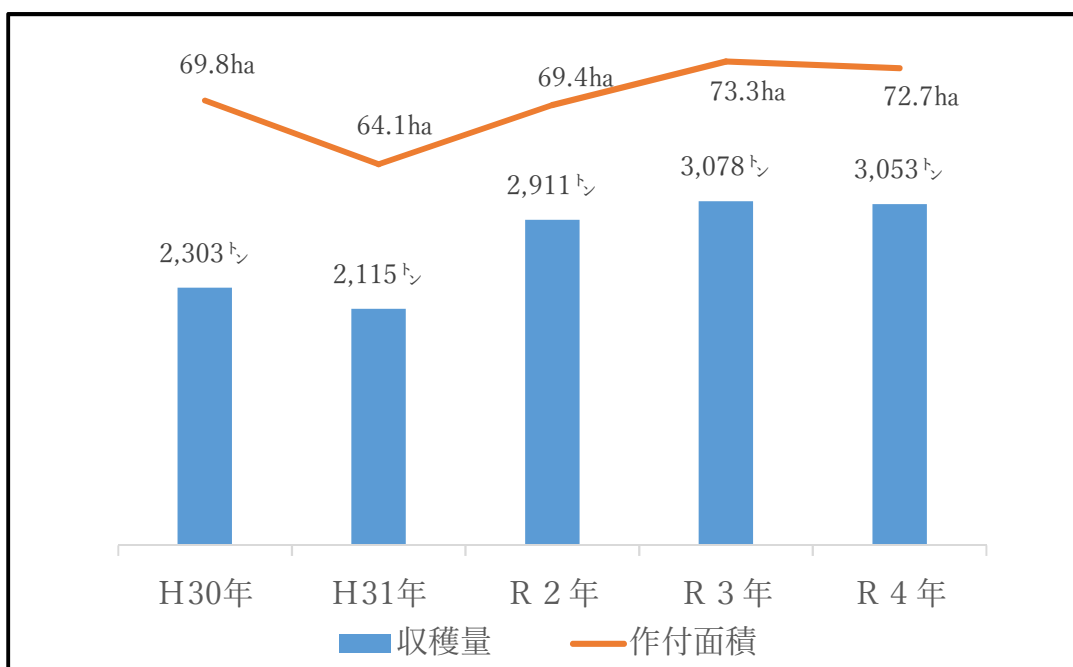
また、ぶどう栽培においては、これまでのキャンベルやナイヤガラなどの品種から、新たに高級品種と言われるシャインマスカットの栽培に取り組み、2020 年には、仁木町産シャインマスカット「La・La・Shine（ラ・ラ・シャイン）」として、ブランド化に成功。宝石のようなブドウ」として、高品質でブランド力を持った農産物の生産に取り組み、付加価値の向上に取り組んでいる。

果樹のほかにも、道内でも有数の出荷量を誇るミニトマト等の高品質な農作物が生産されている。特に「土づくり」にこだわり、肥料・農薬からハウスの空気対流まで細かくデータを蓄積し、そのデータを基に独自の栽培基準により高品質を維持し、天候に左右されない安定した出荷に努め、販路を全国へ拡大し、これまでに「第34回日本農業賞優秀賞」、「第9回ホクレン夢大賞」を受賞する等、高い評価を得ている。

さらに、2018年（平成30年）3月に、国内で初めて糖分やリコピン含量の計測を可能とした最新鋭の設備と国内最大規模（当時）となる「ミニトマト集出荷貯蔵施設」が完成し、1日当たり最大50トンのミニトマトを光センサーで選別、箱詰めを行っている。

このように、仁木町では果樹栽培を始めとする農業分野において強みがあり、これら農産物の高付加価値化を通じて、事業者の稼ぐ力の向上を図っていく。

仁木町産ミニトマトの作付面積・収穫量の推移



（仁木町産業課調べ）



【贈答用として人気の高い紅秀峰】

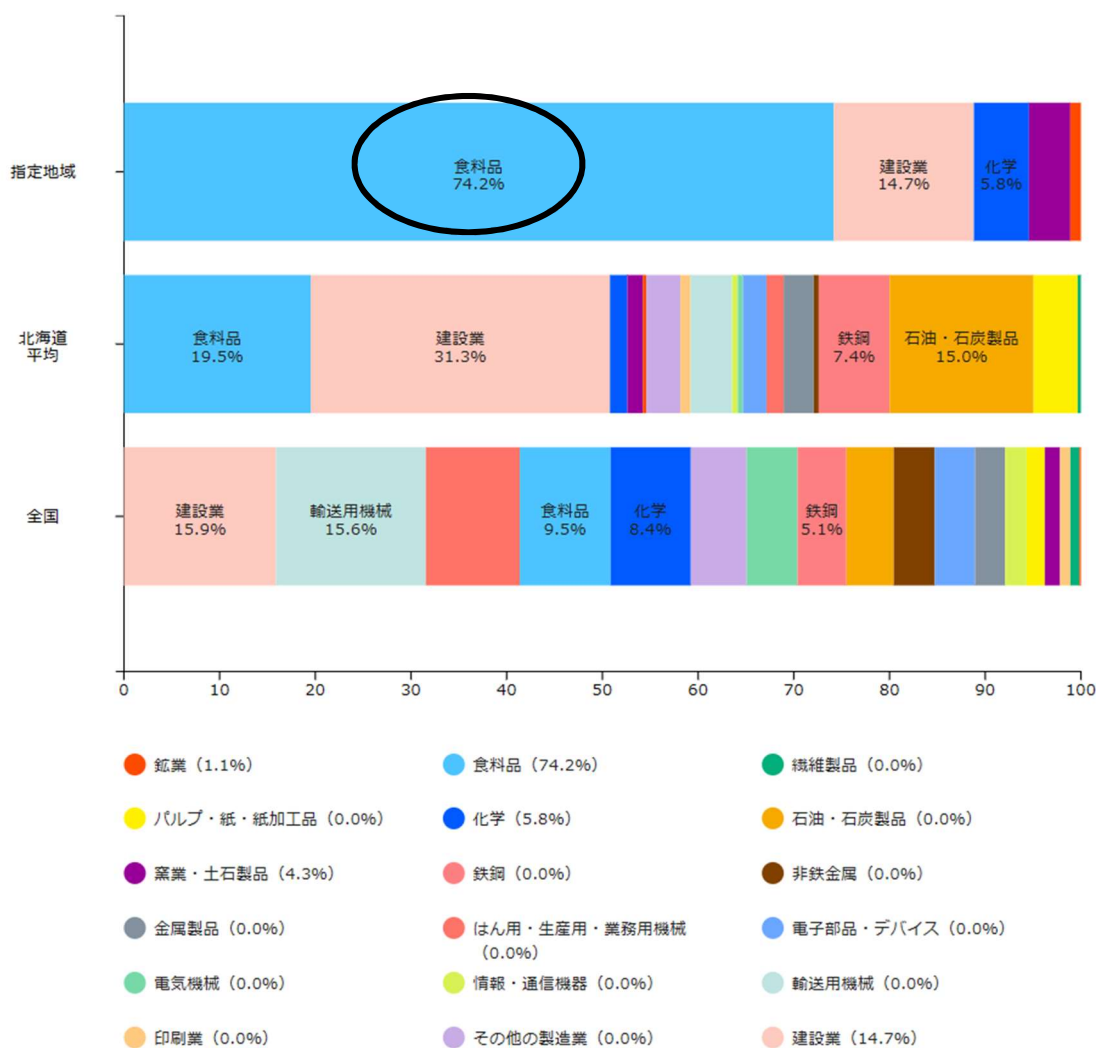


【作付面積、全道一を誇るミニトマト】

②仁木町のさくらんぼ、ぶどう等の農産物を活用した食料品製造関連分野

本町の特産物の特性は、上記①に示したとおりであるが、これらの特徴ある農産物を加工する食料品製造業については、仁木町の製造品出荷額約 83 億円の 74%を占める。これは、北海道平均の 19.5%を大きく上回っており、重要な産業と位置付けている。

【仁木町内製造業の産業中分類別生産額の割合】



(出典：地域経済分析システム RESAS 地域経済循環マップ 2018 年)

これら食料品製造業の中で、特徴的なのはワイン製造業（ワイナリー）である。

仁木町では、道内でも先駆けて、約 50 年前からワイン用ぶどうの栽培が始まった。1970 年（昭和 45 年）より池田町との契約により、仁木町産食用ぶどうのワイン原料としての供給が始まり、1981 年（昭和 56 年）にはワイン専用種の契約栽培が行われるなど、ワイン用ぶどう栽培で先駆的な取組を行っており、これまでのワイン原料としてのぶどう栽培から、最近では町内に立地したワイナリー事業者による仁木町産ぶどうを使ったワインの製造が推進されている。

2023 年（令和 5 年）3 月末日現在、ワイナリーは 6 件、委託醸造によるヴィンヤードが 9 件、このほか、ワインメーカーへの原料供給としてワイン用ぶどうを栽培する事業者が 5 件と大幅に増加している。

<仁木町のワイン事業者>

区 分	事 業 者 名	
*1 ワイナリー事業者	NIKI Hills ヴィレッジ	ベリーベリーファーム&ワイナリー
	ヴィニャ・デ・オロ・ボデガ	ドメヌ・イチ
	ル・レーヴ・ワイナリー	余市川ワイナリークラブ
*2 ヴィンヤード(委託醸造)	仁木ヴィニヤード	堀農園
	ピュール・ヴィニヤード	トマップ・ファーム
	North Creek Farm	福光農園
	naritaya vineyard	kii's Open Field
	北海道ワイン 後志ヴィンヤード	

*1 ワイナリー事業者…ワイン用ぶどうの生産及び、醸造施設を有する事業者

*2 ヴィンヤード…ぶどうを生産する農場

その中において、仁木町の農産物を活用して 2009 年（平成 21 年）にワイン造りをスタートさせ、地域経済を牽引しているベリーベリーファーム&ワイナリーについては、町内でのレストラン事業を始め、ジュースやワイン、アイスクリームなどの食品加工事業が行われている。

2010 年（平成 22 年）の創業以来、自社農園の有機認定作物を使い、2011 年（平成 23 年）に日本初のオーガニックワインとして認定を取得。土壌づくりから徹底した管理を行い、化学肥料や殺虫殺菌剤、除草剤などの農薬を使用せずに大切に育て上げた有機 J A S 規格として認められたぶどうを原料に、体にやさしいオーガニックワインを造り上げている。

ぶどうのみならず、ブルーベリー、ラズベリー、山ぶどうなどから作られるオリジナリティの高いワインは、2014 年（平成 27 年）から A N A 機内販売ワインに 3 年連続で採用されている。

また、NIKI Hills ヴィレッジでは、2014 年（平成 26 年）に耕作放棄地を整備し、事業をスタートし、2015 年（平成 26 年）からはワイン醸造を開始。2019 年（令和元年）からは、自社農園ぶどうによるワインづくりが始まった。

2019 年（令和元年）7 月にグランドオープンを迎え、広大な敷地に醸造所、ぶどう畑、ナチュラルガーデン、レストラン、宿泊施設を備えており、国内外の観光客を誘致することで仁木町の活性化に寄与している。

醸造されたワインは、「International Wine Challenge2019」にて、「NEIRO」が銀賞を受賞、「Decanter World Wine Awards2020」で「YUHZOME」が金賞、「HATSUYUKI」が銀賞に選出されるなど高い評価を得ている。

さくらんぼ以外の果実については、いちご、ぶどう（生食用）、西洋なし、ブルーベリー、プルーンなどが栽培されている。これらの栽培農家は、果実を主に農協のルートを通じて域外に販売しているほか、観光農園として観光客にフルーツ狩り体験を提供している。

本町の果実は、ブランド力を維持するため、出荷する際、厳しい品質基準を設けている。このため、基準に漏れた規格外の果実のほか、収穫時の人員不足により廃棄されてしまう果実も多量に発生する。それらは、各農家の直売所等で安価に提供されることもあるが、破棄されているケースも多い。

そこで、フードロスの削減と地域活性化策として、廃棄されてしまう果実をスイーツ等の加工原料として活用することで、新たな付加価値を生む事業が展開されている。具体的には、北海道を代表する菓子製造販売の株式会社もりもとが、酸味のある交配用のさくらんぼ「水門」を使った新しいスイーツを開発・商品化している。

株式会社もりもとと本町は包括連携協定を締結しており、このほか、ブランド化に成功したシャインマスカット「La・La・Shine」を使用したクリスマスケーキを株式会社ローソンと共同開発するなど、企業の相互連携により付加価値の向上に貢献している。

さらに本町では、企業立地促進条例等の優遇措置やきめ細やかなサポート体制により、新たな産業創出を積極的に推進している。

以上を踏まえ、仁木町のさくらんぼ、ぶどう等の特色ある農産物を生かし、それらの高付加価値化に資する取組を推進し、域内外へ販売拡大を強化することで、生産者と事業者の稼ぐ力の増加を目指す。



【約 50 年を誇るワイン用ぶどう栽培の歴史】

③仁木町の観光農園、ワイナリー等の観光資源を活用した観光関連分野

仁木町では、温暖冷涼な気候の下、長い歴史の中でさくらんぼ等の果実の栽培が盛んに行われている。これら、果樹園の中には、様々な果実を利用した観光農園を営んでいる事業者が 21 件存在し、雪解け後の 5 月から 10 月まで、時期を変えてフルーツを楽しめる町として交流人口の創出に寄与している。

これら農園への入込客数については、天候などに左右されやすい側面を持ちながらも、継続して多くの利用者を維持している。全道一の広さを誇る「さくらんぼ山観光農園」や、ジンギスカンなど食事の提供のみならず、りんごの摘果などの農作業体験や、収穫した農作物を利用したジャムづくり体験など、仁木町の魅力を体感できる機会を多く提供しているのが安

定した人気の秘訣と考えられる。

<仁木町の観光農園一覧>

アップルハウス	階楽園	勝岡農園
観光農園 大野園	くだもの公園 山田園	くだものの笠井園
くだもの直売 もり園	さくらんぼの村	さくらんぼ山観光農園
チェリーハントインオオクボ	勝浦果樹園	峠のふもと紅果園
フルーツショップ妹尾園	フルーツハウス安崎園	にきや
Fruit&Tomato 今井ファーム	ブルーベリー・ヒル 新藤	ベリーベリーファーム&ワイナリー仁木
松原さくらんぼ園	村田果樹園	もくぼ果樹園

観光農園等入込み者数

(各年度3月末)										
年度	観光農園関係　くだもの狩り、オーナー、直売店									合計
	イチゴ	サクランボ	ブルーベリー	ブドウ	りんご	ブルー	その他	オーナー	直売店	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
平成 9年度	5,820	37,546		22,456	1,065			359	50,372	117,618
平成 10年度	7,639	71,885		24,563	1,408			52	56,790	162,337
平成 11年度	7,525	40,042		25,022	2,836			341	50,458	126,224
平成 12年度	10,100	48,100	800	34,500	6,100	1,400		200	74,800	176,000
平成 13年度	9,781	49,033	2,155	25,060	2,780	2,510		120	73,340	164,779
平成 14年度	11,454	53,163	2,200	33,811	2,450	3,500		100	64,054	170,732
平成 15年度	6,164	59,642	1,800	23,228	3,927	4,660	250	102	76,404	176,177
平成 16年度	5,850	52,898	3,000	6,640	650	1,803	500	8	59,753	131,102
平成 17年度	8,464	52,617	3,750	22,695	1,490	4,632	500	110	75,297	169,555
平成 18年度	8,010	43,348	4,140	15,377	1,785	5,115	550	32	69,145	147,502
平成 19年度	7,500	36,059	4,766	11,447	1,553	4,578	548	12	70,863	137,326
平成 20年度	4,780	24,282	3,380	9,809	2,280	2,839	68	22	57,804	105,264
平成 21年度	4,323	30,309	4,418	8,286		2,379	28	24	62,539	112,306
平成 22年度	3,261	31,719	2,705	8,716	1,145	2,385	410	16	46,271	96,628
平成 23年度	3,066	33,022	3,455	8,089	1,172	2,350	310	12	52,620	104,096
平成 24年度	620	37,859	5,115	9,776	1,630	2,670	243	14	62,659	120,586
平成 25年度	766	35,431	4,659	14,319	2,703	2,054	382	14	57,844	118,172
平成 26年度	950	39,092	3,775	11,006		2,139	7,154	15	59,857	125,063
平成 27年度	1,010	44,931	2,845	12,038	620	2,992	2,075	18	59,996	126,525
平成 28年度	1,790	37,176	2,845	8,649	401	2,146	4,201	4	55,623	112,835
平成 29年度	638	26,317	2,686	9,265	914	3,199	8,314	0	65,580	116,913
平成 30年度	1,614	32,301	2,817	9,547	97	4,513	10,624	0	68,403	129,916
令和 元年度	3,073	36,222	2,712	10,562	871	4,788	9,212	15	56,941	124,396
令和 2年度	1,062	29,735	2,388	12,167	470	3,288	11,160	0	85,318	145,588
令和 3年度	0	25,228	2,566	13,129	1,655	1,758	7,805	0	83,593	135,734
令和 4年度	461	29,816	1,484	7,141	200	1,782	26,288	0	94,205	161,377

資料 産業課

また、町内の「農村公園フルーツパークにき」には、余市湾を一望することができる眺望や、全国でも有数の長さを誇る全長 153mのローラー式滑り台が整備されている。全5棟ある木造コテージは、2001年（平成13年）の開業以来、高い人気を誇っており、フルーツ狩りの時期になると家族連れや学生グループなどの利用者で賑わっている。

仁木町のもう一つの主要観光資源としてワイナリーがある。

仁木・余市両町では、「NIKI ワイン特区」（2017 年 12 月 26 日）、「北のフルーツ王国よいちワイン特区」（2011 年 11 月 28 日）を、内閣府より構造改革特別区域の認定を受け、「余市・仁木ワインツーリズムプロジェクト」として地域資源の活用を後押ししている。

本プロジェクトでは、大規模ワイナリーの参入を皮切りに、今後、更なるワイナリーの増加が見込まれる仁木町と、大小様々な規模のワイナリーが展開されている余市町が連携し、ワイン用ぶどうの生産から消費に係る調査を実施し、客観的データに基づく本地区のワイン用ぶどうの生産・醸造における優位性を裏付けるとともに、当該事業に携わる事業者への基盤整備を始めとする支援を行ってきた。

また、コンパクトなエリアにワイナリーが集約される本地域の特性を活かし、徒歩や簡易的な交通手段で楽しめるワインツーリズムが進行しており、ワインバスの運行など、新たな二次交通の仕組みの整備を模索している。本プロジェクトにより、観光事業を起点にして各産業への経済波及効果や新たな観光の創出による交流人口の増加が見込まれる。

加えて、仁木町では、マラソンとピクニックを融合させたスポーツイベント「マラニック」が 2006 年（平成 18 年）より開催され、2016 年（平成 28 年）には、両町のワイナリー、レストラン、果樹園など、地域の物産を味わうイベントとして、マラニックを試験的に実施し、翌年には「フルーツ王国お花見マラニック」を開催するなど、道内外から約 80 名が参加した。

その後、2018 年（平成 30 年）第 1 回仁木町フルーツ＆ワイン・マラニックを開催し、全国から約 450 名の参加の下で開催し、コロナウイルス感染症の拡大時にはイベント中止を余儀なくされたが、2023 年には、4 年ぶりに仁木町フルーツ＆ワイン・マラニックを開催し、約 300 名の参加者が地域の自然と特産を満喫した。

今後も、地域の魅力を五感で体験できる新たな観光コンテンツとして、イベントの定着化を図っていく。

また、仁木町には民泊を含め、宿泊施設が僅少で通過型観光が主流であったが、ワイナリーの増加及び滞在型観光へのきっかけとして、町が宿泊施設（カジュアル・イン・にき）を設置して指定管理業務として民間事業者での運営を始めたほか、新設されるワイナリーにおいても民泊施設を併設するなど、仁木町を満喫できる環境整備を官民連携で進めている。

このほか、2024 年度（令和 6 年度）には、町内に北海道横断自動車道の「仁木 I C」が開通する。札幌圏との広域交通ネットワークが形成され、更なる利便性の向上が図られるとともに、今後ますますの成長が見込まれている。

以上を踏まえ、仁木町の観光農園、ワイナリー等の観光資源を生かし、周辺の主要な観光地とも連携することで、観光客数の増加と滞在時間の長期化を図り、観光に関連する産業へも経済波及効果をもたらすことで地域経済の活性化を図る。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に記載している仁木町の様々な特性を活かした地域経済を牽引する事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や仁木町にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

① 不動産取得税、固定資産税の減免措置

北海道では、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税等の課税免除措置に関する条例を制定しており、地域経済牽引事業の用に供する施設を設置した場合の不動産取得税及び道固定資産税について課税の免除を行う。

② 北海道産業振興条例に基づく助成措置

地域未来投資促進法の促進区域を北海道産業振興条例に基づく企業立地を促進するための助成の対象地域とし、工場、事業場等の施設の新設または増設に対し助成を行う。

③ 特定地域等における町税の課税の特例に関する条例

仁木町では、一定の要件を課した上で、事業所等の新增設及び移設・改修に係る投資に対する固定資産税の免除、助成金の交付に関する条例を制定しており、北海道と同様に地域経済牽引事業の用に供する事業所等の新增設に係る投資に対する固定資産税について減免を行う。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

仁木町内遊休地等の活用可能な資産についてオープンデータ化し、町内における未利用地（町有地含む）、空き家などの把握や、町の支援制度など、公開可能な情報について順次公開を進めていく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業者が抱える課題解決には関係機関が一体となって対応するとともに、北海道経済部産業振興局産業振興課内、仁木町産業課内に相談窓口を設置する。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、北海道庁内関係部局及び仁木町が連携して対応していくものとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

① 仁木町の新たな産業であるワイナリー事業は、個性豊かなワイナリーを巡り、ワイン生産者との交流や、その土地ならではの食事とのマリアージュを楽しむなど、地域の特性を活かした観光としての可能性を秘めている。そのため、地元住民のみならず観光客が周遊できる移動手段として、新たな二次交通の仕組み構築に取り組む。

② 仁木町に都市計画区域はなく、純農村地域として、市街地においても農業振興区域

が指定されていることから、既存土地利用関係の計画と調和した新たな土地利用の見直しが牽引事業の促進の上でも必要である。

- ③ 北海道及び北海道経済産業局が主催する官民会議「北海道パートナーシップ構築宣言普及促進会議」の構成機関が連携し、同宣言の普及・促進に取り組み、適正な価格転嫁による中小企業の賃上げを推進する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和 6 年度	令和 7 年度 ～令和 9 年度	令和 10 年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①北海道不動産取得税及び固定資産税の課税免除措置	運用	運用	運用
②北海道産業振興条例に基づく助成措置	運用	運用	運用
③特定地域等における町税の課税の特例に関する条例	運用	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開に関する事項等）】			
仁木町が有するデータの公開	開示情報の精査	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
事業者からの事業環境整備提案への対応窓口の設置	基本計画の同意に合わせた相談窓口の設置	運用	運用
【その他】			
新たな二次交通の仕組み整備	新たな二次交通の仕組みに関する実証運行	運用	運用
土地利用の見直し	関係機関との調整・協議、関連計画との調整調整等が整い次第、着手		
賃上げ促進支援	随時実施	随時実施	随時実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たり、仁木町内の新おたる農業協同組合や商工会、金融機関、外部の教育・研究分野の支援機関等が連携し、それぞれの能力を最大限発揮し、支援の効果を最大化する必要がある。

このため、仁木町及び北海道では、これらの支援機関との連携を図りながら、地域経済牽引事業を支援していく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 仁木町商工会

地区内における商工業の総合的な改善発展と社会一般の福祉の増進に資することを目的として、経営改善普及事業（経営指導員による相談・支援、創業・経営革新支援など）や地域総合振興事業を行っている。商工会が持つ経営基盤強化や、新規事業促進など蓄積されたノウハウを活用し、実践的かつ継続的なフォローアップを行い、事業者ニーズへの迅速な対応を行う。

② 一般社団法人仁木町観光協会

仁木町における観光資源の宣伝による交流人口拡大や、誘客イベントの実施、企業間の連携支援等、観光振興事業を行っている。培ってきたネットワークなどを活用し、仁木町の知名度向上のための取組を重点的にサポートする。

③ 新おたる農業協同組合

本町の基幹産業である農業を基軸とした事業の振興を支援していくため、営農指導員による技術指導や農業経営指導を行い、新規就農者や、既存事業者を支援している。専門的な立場から、本町での優位性を活かした営農を積極的に支援する。

④ 北海道信用金庫、株式会社 北海道銀行

金融機関が持つ企業間・人的ネットワークなどを活用した企業誘致を促進するための情報共有体制が整っており、規模を問わず、地場企業による地域特性を活かした新規事業を支援するため、研究・技術開発、販売、流通等販路開拓などあらゆる場面において、事業に対する効果的な融資による支援を行う。

さらに、本町と同機関で連携して実施している、中小企業者等の運転資金や設備資金の融資審査・実行などの低利融資制度の円滑的な運用により企業の活動を支援する。

⑤ 酪農学園大学

現在ワイン醸造に関する研究が進められていることから、食・農・環境分野に関する、共同研究、技術相談・指導などの支援のほか、インターンシップの受入れなど、総合的な交流の実施により、本町の特性を活かした事業を学術的な立場から支援する。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域経済牽引事業の活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施する等、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

さらに、多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮し、希少な野生動植物種が確認された場合には、北海道自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聞くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。

(2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穩の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会を創るため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携の下、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

本地域では、仁木町地域防災計画に基づき、防災関係各機関がその機能の全てを挙げて住民生活や企業の事業活動の安定のため、水害・風害・雪害・土砂災害の予防計画の策定、住民の防災意識の啓発など災害に強い地域づくりを推進している。

また、仁木町交通安全条例に基づき、企業、各学校、PTA及び行政が連携し交通安全の確保を行う。なお、新規に開発行為を行う場合にあっては、隣接する道路交通事情に応じた車両出入口の設置や、必要に応じて事業所周辺、特に車両出入口部に照明灯、ミラーの設置を求めていく。特に多数の車両出入りが想定される地域経済牽引事業を行うこととなった場合には警備員の配置を求めていく。

(3) その他

P D C A体制は、仁木町産業課を中心に関係課による会議を開催し、本計画と承認地域経済牽引事業計画に関する効果の検証と事業の見直しについて、毎年度 6 月に検討・整理する。当会議には必要に応じ、支援機関や有識者等からの助言を求める。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

(農用地の範囲)

重点促進区域の区域内においては、次のとおり農用地区域が存在しているため、これら

の地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、約 7.6 ヘクタールの農用地区域において土地利用調整計画を策定する必要がある。

土地利用調整を行う予定の農用地区域（別紙 1 のとおり）

（地域内における公共施設整備の状況）

本区域は、町道 1 番線沿線の区域であり、道路、電気、水道等のインフラが整っていることから、新たに公共施設整備を行う必要はない。

（地区内の遊休地等の状況等）

重点促進区域の区域内においては、今後、遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

（他計画との調和等）

本区域は、第 6 期仁木町総合計画において、一般国道 5 号倶知安余市道路の 2 か所のインターチェンジを活用した地域の賑わい創出を掲げている区域で、沿線の整備検討を施策として位置付けており、新規地元農産物の活用による食料品製造業、加工業、物流業の新規進出などにより、地域経済牽引事業を促進が期待される区域であることから、これらの業種の導入は、農業振興地域整備計画書に示された農業従事者の安定的な就業の促進に即したものであり、また、総合計画や総合戦略に示された重点戦略にも合致するものであるため、農業振興整備計画と調和が図られたものである。

農用地の利用の方向としては、農地の利用転換において、地域農業や景観などに及ぼす影響に配慮し、優良農地の保全を基本として無秩序な転用を抑制し、農業以外の土地利用と調整を図るものと定めており、他計画との調和は図られている。

一方で、全面的に農用地に位置付けられている区域であるため、経済事情の変動その他情勢の推移により地域経済牽引事業が具体化した場合には、国の基本方針及び本計画に則り、個別案件ごとに適切な土地利用調整を図っていく。

（２）土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、上記（１）を踏まえ設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取り止める、すぐに撤退する等の事態が生じないように、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。

さらに、やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、以下の方針により、あらかじめ農業振興地域制度担当部局、農地転用許可制度担当部局と調整を図っていく。

①農用地区域外での開発を優先すること

土地利用調整区域には、農用地区域外での開発を優先するが、本区域は広く農用地区域を含んでおり、やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、先ず農用地区域内に存する農地以外の土地の利活用について検討する。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

本区域は、集团的農地が多く存在するため、やむを得ず土地利用調整区域を設定する場合

でも高性能農業機械による営農等の効率的な利用に支障が生じないようにすること、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じることがないようにすることとする。

また、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため策定される地域計画の達成に支障が生じないように十分な調整を図るものとする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ずに農地において地域経済牽引事業にかかる施設を整備する場合には、計画する事業内容に基づき事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

過去に面的整備事業を行った対象農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。また、今後、実施される面的整備事業についても、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

現在、農地中間管理機構関連事業は実施されていない。農地中間管理機構関連事業の対象農地については、農地中間管理機構の管理権の存続期間は土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても、土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外で開発を優先することとする。

（３）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

本区域において、市街化調整区域は存在しない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和10年度末日までとする。

「北海道仁木町基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

（備考） 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。